（第１号書式）

決済照合システムによる照合開始に関する届出書

年　　　月　　　日

日　本　銀　行

　業　務　局　　　御中

（金融機関等名）

　当方は、外国中央銀行等のために開設する顧客口座からの振決国債の振替または当該顧客口座への振決国債の振替の内容の貴行との間の照合に関し、　　　　　年　　　月　　　日（注１）以後の日を受払日とするものの一部または全部については、決済照合システムにより行うこととしますので、下記の事項を届出ます。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関等コード |  |  |  |  |  | | | |
| 金融機関識別コード（注２） |  |  |  |  |  |  |  |  |
| デフォルト資金受入・払込先（注３） |  | | | | | | | |

以　上

（注１）提出日の１０営業日後の日以後の日を記載してください。

（注２）株式会社証券保管振替機構に届出た金融機関識別コード（支店コードを除く５桁または８桁の英数字）を記載してください。５桁の数字を記載する場合には、右詰めで記載してください。

（注３）金融機関等店舗名を記載してください（本届出書を提出する者が「国債資金同時受渡に関する規則」に規定する「約定金融機関等」である場合に限ります。）。

　　　　日本銀行は、決済照合システムにより照合を行った場合には、「資金支払人」および「受方資金決済口座番号」の項目または「資金受取人」および「渡方資金決済口座番号」の項目について、本項目に記載された資金受入・払込先（「国債資金同時受渡に関する規則」に規定する「資金受入・払込先」をいいます。）に関するものが入力されたものとして取扱います。

（※）日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本届出書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。